

前橋都市計画地区計画の変更（前橋市決定）

都市計画多田山産業団地地区計画を次のように変更する。

		名称	多田山産業団地地区計画
		位置	前橋市西大室町及び東大室町の各一部
		面積	約 14.1 h a
及び 区域の整備・開発 保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は前橋市の南東部と伊勢崎市の北西部の境に位置し、主要地方道前橋・西久保線を挟んで、群馬県企業局によって開発される区域の一部です。</p> <p>北関東自動車道伊勢崎インターチェンジから北方向約 5 k m に位置しており、また前橋笠懸道路（国道 5 0 号）の整備により交通利便性の向上が見込まれることから、建築物の用途の制限等を行うことにより、周辺環境と調和した計画的で良好な産業団地の形成を目標とします。</p>	
	土地利用の方針	<p>周辺環境と調和を図りながら、産業集積に向けた適正な土地利用を図ります。</p>	
	地区施設の整備方針	<p>本地区の地区施設は、群馬県企業局によって整備されるため、その機能や環境が損なわれないよう維持、保全を図ります。</p>	
	建築物等の整備の方針	<p>良好な産業団地の形成を図るため、建築物等の用途の制限のほか、建築物の建蔽率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限及び建築物等の形態又は意匠の制限を行います。</p>	
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 8 条第 1 2 項の規定による制限に則するほか、次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 住宅 2. 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの 3. 共同住宅、寄宿舎又は下宿 4. 店舗、飲食店、その他これらに類する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が 5 0 0 m² を超えるもの 5. ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令（昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号）1 3 0 条の 6 の 2 で定める運動施設 6. カラオケボックスその他これに類するもの 7. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 8. 図書館、博物館その他これらに類するもの 9. 寺社、寺院、教会その他これらに類するもの 1 0. 公衆浴場 1 1. 診療所 1 2. 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの 1 3. 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの 1 4. 自動車教習所 1 5. 畜舎 1 6. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）に規定する廃棄物を処理する施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。）

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の建蔽率の最高限度	60%
		建築物の敷地面積の最低限度	200 m ² (ただし、市長が公共公益上やむを得ないと認めたものについては、この限りでない。)
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は1m以上後退すること。
		建築物等の形態又は意匠の制限	建築物は、刺激的な色彩又は装飾を用いないものとする。 敷地内の広告物又は看板(建築物に設置するものを含む)は自己の用に供するものに限定するとともに、表示方法は周辺的美観・風致を損なわないものとする。
備考			

「区域は計画図表示のとおり」

理 由 書

都市緑地法等の一部を改正する法律の平成30年4月1日施行に伴い、建築基準法の一部が改正されることにより、変更を行うもの。